

発議第 11 号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書を次のとおり提出しようとする。

令和元年9月30日提出

提出者 伊賀市議会議員

北森 徹

市川 岳人

嶋岡 壯吉

生中 正嗣

近森 正利

北出 忠良

記

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準保障に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

しかし、1985年に国庫負担の対象外となった教材費等は、一般財源としての措置のままであり、このことは、教育環境整備に係る様々な面で都道府県間での大きな格差を生じさせている一つの要因になっていると考えられます。

文科省がおこなった「学校における教育の情報化の実態等に関する調査(2018)」によると、学校におけるICT環境整備状況の都道府県格差は、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数で、1.8～7.9/台、普通教室の無線LAN整備率で、9.9～68.8%、三重県内においては、それぞれ2.0～12.7/台、0～100%と依然としてかなりの格差があります。学習指導要領改訂により、来年度から「プログラミング教育」、小学校中学年から「外国語教育」が実施されるにあたり、教育用コンピュータ機器端末の整備は、急務かつ国としての責務であり、一定の水準を等しく担保しながら進められるべきです。

ICT環境整備に関わらず、これまでの教育環境整備に係る様々な整備計画の進捗とその結果を見るにあたり、義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月30日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛